

京都市告示第144号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成11年7月26日付けで認可した御所ノ内町南部町内会、平成20年4月3日付けで認可した地縁による団体馬ノ目町南部町内会、令和8年3月26日付けで認可した上川町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年5月29日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

1 御所ノ内町南部町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	小山 範夫	深萱 哲男
代表者の住所	京都市東山区福稲御所ノ内町 22番地9	京都市東山区福稲御所ノ内町 22番地

2 地縁による団体 馬ノ目町南部町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	池上 琢磨	浅田 節夫
代表者の住所	京都市北区上賀茂馬ノ目町4 1番地34	京都市北区上賀茂馬ノ目町3 3番地2

3 上川町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	米津 歩	米津 照好
代表者の住所	京都市右京区京北上弓削町白 ヶ谷10-1番地	京都市右京区京北上弓削町米 津34-2番地

(文化市民局地域自治推進室)